

第3回十勝中央合併協議会資料

協議第4号 地方税の取扱いについて 1ページ

協議第5号 条例・規則等の取扱いについて 18ページ

「協議第4号 地方税について」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	10 地方税の取扱い
調整の内容	<p>3町村で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併時まで調整する。</p> <p>2 個人町民税の減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>3 法人町民税の減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>4 鉱産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>5 特別土地保有税の免税点については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>6 入湯税については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、課税免除については、合併時に再編する。</p> <p>7 申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

税目等	現況			具体的な調整方法
	幕別町	更別村	忠類村	
1 個人町村民税	<p>(1) 税率 3町村ともに標準税率を適用</p> <p>均等割 2,000円</p> <p>所得割 200万円以下 3/100</p> <p>200万円を超える金額 8/100</p> <p>700万円を超える金額 10/100</p> <p>特別減税 所得割の15%(4万円限度)</p>			<p>個人町民税の税率については、現行のとおり標準税率とする。</p> <p>減免については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>普通徴収の納期については、4期制とし、各期の納期は、合併時まで調整する。</p>
	<p>(2) 減免</p> <p>生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに</p>	<p>(2) 減免</p> <p>生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに</p>	<p>(2) 減免</p> <p>生活保護法の規定による保護を受ける者</p> <p>当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに</p>	

税 目 等	現 況			具体的な調整方法
	幕別町	更別村	忠類村	
1 個人町村民税 (つづき)	準ずると認められる者 学生及び生徒 前各号に掲げるもののほか 特別の事情がある者	準ずると認められる者 学生及び生徒	準ずると認められる者 学生及び生徒 前各号に掲げるもののほか 特別の事情がある者	
	(3) 納期 普通徴収 第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 8月16日 ~ 同月31日まで 第3期 10月16日 ~ 同月31日まで 第4期 12月1日 ~ 同月25日まで 特別徴収 月割額(6月から翌年5月ま で)を翌月10日まで	(3) 納期 普通徴収 第1期 6月11日 ~ 同月30日まで 第2期 8月11日 ~ 同月31日まで 第3期 10月11日 ~ 同月31日まで 第4期 12月1日 ~ 同月20日まで 特別徴収 月割額(6月から翌年5月ま で)を翌月10日まで	(3) 納期 普通徴収 第1期 6月1日 ~ 同月30日まで 第2期 8月1日 ~ 同月31日まで 特別徴収 月割額(6月から翌年5月ま で)を翌月10日まで	

税目等	現況			具体的な調整方法	
	幕別町	更別村	忠類村		
2 法人町村民税	(1) 税率 3町村ともに制限税率を適用			法人町民税の税率については、現行のとおり制限税率とする。 減免については、幕別町の例により、合併時に統合する。	
	区分	法人等の区分	税率 (年額:円)		
			従業員50人超		従業員50人以下
	法人税割率		100分の14.7		
	均等割	資本金等の金額が50億円超	3,600,000		
		資本金等の金額が10億円超50億円以下	2,100,000		
		資本金等の金額が10億円超			492,000
		資本金等の金額が1億円超10億円以下	480,000		192,000
		資本金等の金額が1千万円超1億円以下	180,000		156,000
		資本金等の金額が1千万円以下	144,000		
	上記以外	60,000			
(2) 減免 第34条の公益法人 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体(収益事業を行うものを除く) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人(収益事業を行うものを除く) 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある者。	(2) 減免 法第34条の公益法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人	(2) 減免 法第34条の公益法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 前各号に掲げる者のほか特別の事由がある者			

税 目 等	現 況			具体的な調整方法
	幕別町	更別村	忠類村	
3 固定資産税	(1) 税率 3 町村ともに標準税率の1.4%を適用			<p>固定資産税の税率は、 現行のとおり標準税率 とする。</p> <p>納期については、4期 制とし、各期の納期は、 合併時まで調整する。</p>
	<p>(2) 納期</p> <p>第1期 6月16日 ~ 同月30日まで</p> <p>第2期 8月16日 ~ 同月31日まで</p> <p>第3期 10月16日 ~ 同月31日まで</p> <p>第4期 12月16日 ~ 同月25日まで</p>	<p>(2) 納期</p> <p>第1期 7月11日 ~ 同月31日まで</p> <p>第2期 9月11日 ~ 同月30日まで</p> <p>第3期 11月11日 ~ 同月30日まで</p> <p>第4期 翌年1月11日 ~ 同月31日まで</p>	<p>(2) 納期</p> <p>第1期 9月1日 ~ 同月30日まで</p> <p>第2期 11月1日 ~ 同月30日まで</p>	

税目等	現況			具体的な調整方法	
	幕別町	更別村	忠類村		
4 軽自動車税	(1) 税率 3町村ともに標準税率を適用			軽自動車税の税率については、現行のとおり標準税率とする。 納期については、合併時まで調整する。	
	区 分				年税額(円)
	原動機付自転車	二輪のもので総排気量0.05 L 以下又は定格出力0.6Kw以下			1,000
		二輪のもので総排気量0.05 L 超0.09 L 以下、又は、定格出力0.6Kw超0.8Kw以下			1,200
		二輪のもので総排気量0.09 L 超又は定格出力0.8Kw超			1,600
		三輪以上のもので総排気量0.02 L 超又は、定格出力0.25Kw超			2,500
	軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む)			2,400
		三輪のもの			3,100
		四輪以上のもの	乗用 営業用		5,500
		四輪以上のもの	乗用 自家用		7,200
		四輪以上のもの	貨物用 営業用		3,000
		四輪以上のもの	貨物用 自家用		4,000
		専ら雪上を走行するもの			2,400
	小型特殊自動車	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600
小型特殊自動車		その他のもの	4,700		
二輪の小型自動車		4,000			
(2) 納期 6月16日 ~ 同月30日まで		(2) 納期 5月11日 ~ 同月31日まで	(2) 納期 5月1日 ~ 同月31日まで		

税目等	現況			具体的な調整方法
	幕別町	更別村	忠類村	
5 町村たばこ税	(1) 税率 3町村ともに税率の特例を適用 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円 (2) 納付方法 3町村ともに下記のとおりで相違なし 申告納付により徴収 ただし、卸売販売業者等とみなされた者に対して町村たばこ税を課する場合は普通徴収により徴収			町たばこ税については、現行のとおりとする。
6 鉦産税	(1) 税率 鉦物価格の1% ただし、定められた期間内に掘採された鉦物の価格の合計額が200万円以下である場合は0.7%	該当なし	(1) 税率 鉦物価格の1% ただし、定められた期間内に掘採された鉦物の価格の合計額が200万円以下である場合は0.7%	鉦産税については、幕別町及び忠類村の例により、合併時に統合する。
	(2) 納付方法 毎月15日から同月末日までに前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉦物の課税標準額、税額等を町長に申告納付 (課税実績なし)	該当なし	(2) 納付方法 毎月15日から同月末日までに前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉦物の課税標準額、税額等を村長に申告納付 (課税実績なし)	
7 特別土地保有税	(1) 税率 3町村ともに一定税率を適用 保有分 1.4% 取得分 3.0%			特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。 免税点については、幕別町の例により合併時に統合する。
	(2) 免税点 5,000㎡	(2) 免税点 10,000㎡	(2) 免税点 10,000㎡	

税目等	現況			具体的な調整方法
	幕別町	更別村	忠類村	
8 入湯税	(1) 税率 一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円 修学旅行の学生生徒 宿泊 100円 日帰り 50円 湯治客（療養のため7日以上 宿泊するもの） 100円	(1) 税率 一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円	(1) 税率 一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円 （平成16年度施行）	入湯税の税率については、幕別町の例により合併時に統合する。 課税免除については、次のとおり合併時に再編する。 12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 地域住民の福祉の向上を図るため、もっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 保健衛生上の見地から単に入湯する者 前各号に定めるもののほか特別な事由がある者
	(2) 課税免除 12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 保健衛生上の見地から単に入湯する者	(2) 課税免除 12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 長期療養者を対象として設けられている僻すう地の簡素な温泉旅館において入湯する長期湯治客等 地域住民の福祉の向上を図るため、市町村等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者	(2) 課税免除 12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 村長が、特に必要と認めた者 （平成16年度施行）	

税目等	現況			具体的な調整方法
	幕別町	更別村	忠類村	
8 入湯税 (つづき)		<p>自炊用の簡素な施設、もっぱら日帰り客の利用に供される施設、その他これらに類する施設で、その利用料金が一般の鉱泉浴場における通常の料金に比較して、著しく低く定められているものにおいて入湯する者</p> <p>学校教育上の見地から行われる行事の場合において入湯する者</p>		納付方法については、現行のとおりとする。
	<p>(3) 納付方法</p> <p>毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額等を町長に申告納付する。</p>	<p>(3) 納付方法</p> <p>毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額等を村長に申告納付する。</p>	<p>(3) 納付方法</p> <p>毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額等を村長に申告納付する。</p>	
9 国民健康保険税	(合併協定項目22-6「国民健康保険事業の取扱い」において調整する。)			
10 申告受付	<p>所得税申告期間中の対応会場</p> <p>幕別町役場 札内支所</p>	<p>所得税申告期間中の対応会場</p> <p>更別村役場</p>	<p>所得税申告期間中の対応会場</p> <p>忠類村コミュニティセンター</p>	申告受付については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

地方税の概要

1 地方税の種類

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税における税額の計算は、均等割と所得割に区分される。

なお、個人の市町村民税と道府県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じなため、納税義務者の便宜を図り、市町村が道府県民税も合せて課税し、合算して納める制度になっている。

ア 均等割

個人市町村民税の均等割は人口によって異なり、標準税率は下表のとおりである。

【均等割標準税率】

市 町 村	税率（年額）
(1)人口50万人以上の市	3,000円
(2)人口5万人以上50万人未満の市	2,500円
(3) (1)及び(2)以外の市並びに町村	2,000円

イ 所得割

個人市町村民税の所得割は、前年中の所得に対して課税される。

ウ 非課税

次の該当者には、市町村民税（均等割及び所得割）が課税されない。

- ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫であって、前年の合計所得金額が125万円以下である者

次の該当者には、均等割が課税されない。

- ・均等割のみが課税される者のうち、前年所得金額が一定の基準に従いその市町村の条例で定める金額以下である者
- ・夫と生計を一にし、同一市町村内に住んでいる妻で、夫がその市町村に均等割を納税している者（妻に所得があり、所得割が算定される場合には、妻は所得割のみを納める。）

次の該当者には、所得割が課税されない。

- ・総所得金額等の合計額が35万円に、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の数の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に36万円を加算した金額）以下である者

エ 納税の方法

普通徴収と特別徴収の二つの方法がある。

オ 納期

- ・普通徴収 通常4期（6月、8月、10月、1月）に等分して納税
- ・特別徴収 その年の6月から翌年の5月まで（毎月12分の1の額）

(2) 法人市町村民税

ア 均等割

法人市町村税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。

標準税率は、資本金等と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は標準税率の120%までとなっている。

【均等割標準税率区分】

法人等の区分	従業員数	税率（年額）
資本等の金額が50億円超	50人超	3,000,000円
資本等の金額が10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
資本等の金額が10億円超	50人以下	410,000円
資本等の金額が1億円超10億円以下	50人超	400,000円
同上	50人以下	160,000円
資本等の金額が1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
同上	50人以下	130,000円
資本等の金額が1千万円以下	50人超	120,000円
上記以外		50,000円

イ 法人税割

法人市町村民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に市町村で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

ウ 非課税

国、都道府県、市町村、特別区、地方団体の組合、日本育英会など

収益事業を行う場合は課税されるもの（日本赤十字社、宗教法人、学校法人、漁船保険組合など）

平成15年度の改正により、法人である政党又は団体について、収益事業を行わない限り均等割が非課税とされた。

エ 納税の方法

申告納付により行われる。

(3) 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産の固定資産の所有者に課税する税である。

ア 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の固定資産の所有者

イ 非課税

人的非課税

国、地方公共団体及びこれに準ずるものが所有する固定資産

物的非課税

- ・水資源開発公団等の公共的団体が直接本来の事業の用に供する固定資産
- ・墓地、公共の用に供する道路等公共的施設
- ・社会福祉法人等の社会福祉事業又は更生保護事業の用に供する固定資産並びに生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設等の用に供する固定資産
- ・学校法人等が設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、宗教法人又は社会福祉法人等が設置する幼稚園において直接保育用に供する固定資産、公的医療機関の開設者又は特定医療法人等が設置する看護婦等の養成所において直接その用に供する固定資産、一定の図書館又は博物館において直接その用に供する固定資産、国宝、重要文化財等の家屋又は敷地、學術の研究を目的とする公益法人がその目的のため直接その研究の用に供する固定資産
- ・農業共同組合及び健康保険組合が所有し、かつ、経営する病院等及び商工会議所

等の用に供する一定の固定資産、水力発電施設に設けられる魚道、各種協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫等。

ウ 税率

標準税率1.4%、制限税率2.1%

評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。

エ 納期

通常4期（4月、7月、12月、2月）に等分して納税

オ 納税の方法

普通徴収により行われる。

(4) 軽自動車税

軽自動車税は、軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課税する税である。

ア 納税義務者

毎年4月1日現在に登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者

イ 税率

標準税率は、下表のとおりであり、制限税率は、標準税率の120%と定められている。

区 分		年税額	
原動機付自転車	(イ)総排気量が0.05L以下のもの又は定格出力が0.6Kw以下のもの((二)に掲げるものを除く。)	1,000円	
	(ロ)二輪のもので、総排気量が0.05Lを超え、0.09L以下のもの又は定格出力が0.6Kwを超え、0.8Kw以下のもの	1,200円	
	(ハ)二輪のもので、総排気量が0.09Lを超えるもの又は定格出力が0.8Kwを超えるもの	1,600円	
	(ニ)三輪以上のもの、総排気量が0.02Lを超えるもの又は定格出力が0.25Kwを超えるもので一定のもの	2,500円	
小型特殊自動車及び軽自動車	(イ)二輪のもの(側車付のものを含む。)	2,400円	
	(ロ)三輪のもの	3,100円	
	(ハ)四輪以上のもの	乗用のもの 営業用	5,500円
		乗用のもの 自家用	7,200円
		貨物用のもの 営業用	3,000円
貨物用のもの 自家用		4,000円	
二輪の小型自動車		4,000円	

エ 納期

税法上4月納税となっているが、特別な事情がある場合は変更できる。

オ 納税の方法

普通徴収により行われる。

(5) 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、売渡し、又は消費等に係る製造たばこに対して課税される税である。

なお、たばこの定価の中に国税、都道府県税、市町村税が含まれている。

- ア 納税義務者
製造たばこの製造者、特定販売事業者（輸入業者）及び卸売販売業者
- イ 課税客体
売渡し、又は消費等に係る製造たばこ
- ウ 課税標準
売渡し、又は消費等に係る製造たばこの本数
- エ 税率
地方税法の附則、市町村のたばこ税の税率の特例により、製造たばこ1,000本につき、2,977円、旧3級品（わかば、しんせいなど6品目）は、1,412円である。
- オ 納税の方法
申告納付により行われる。

(6) 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対して課税する税である。

- ア 納税義務者
鉱物の掘採の事業を行う鉱業者
- イ 課税客体
鉱物の掘採の事業
- ウ 課税標準
鉱物の価格
- エ 税率
標準税率1%、制限税率1.2%
ただし、月の1日から同月の末日までに掘採された鉱物の価格の合計が200万円以下の場合、この期間の税率は0.7%とする。
- オ 納税の方法
申告納付により行われる。

(7) 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税で、土地が所在し、又はその取得が行われた土地の所在の市町村が課税する。

なお、地方税法の改正により、平成15年度から課税を停止している。

- ア 納税義務者
土地の所有者又は取得者
- イ 課税客体
土地の保有又は取得に対して課税されるが、取得後10年経過したものは課税されない。
- ウ 非課税
国又は地方公共団体が取得し、又は所有する土地
農林業の経営規模の拡大、工場の地方分散等国の施策に適合する用途に供されている土地
相続又は法人の合併等の所有権の形式的な移転に係る土地（取得分）
- エ 税率
税率は、土地に対する課税（保有分）1.4%、土地の取得に対する課税（取得分）3%
固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。

オ 免税点

地方自治法第252条の19第1項の市の区域 2,000平方メートル

都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。） 5,000平方メートル

その他の市町村の区域 10,000平方メートル

カ 納期

・保有分 その年の5月31日

・取得分 その年の2月末日（基準日が1月1日の場合）又は8月31日（基準日が7月1日）

キ 納税の方法

申告納付により行われる。

(8) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、市町村の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯行為に対して課税する税である。

ア 納税義務者

鉱泉浴場における入湯者

イ 課税客体

鉱泉浴場における入湯行為

ウ 課税標準

入湯客数

エ 税率

1人1日について150円（標準税率）である。

オ 納税の方法

特別徴収により行われる。

2 課税権等の承継について

合併により消滅する市町村がその市町村の市町村民税に関する条例に基づき賦課徴収することのできる権利は、地方税法第8条2により、消滅市町村の地域が新たに属することとなった当該承継市町村の区域によって、当該承継市町村が包括的に承継することになる。

したがって、消滅市町村が賦課した市町村税について未徴収の金額があるとき、または消滅市町村が課すべき市町村税を賦課していないときは、その金額について承継市町村が賦課徴収する。

また、消滅する市町村が納税者に対して還付すべき過誤納金を還付していないときは、その金額は承継市町村が還付することになる。

【用語解説】

標準税率

- ・市町村等が税率を定める場合に、通常よるべきものとして法定されている税率
財政上必要があるときは、これと異なる税率を定めることができる。

制限税率

- ・地方団体が課税する場合に超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率

- ・地方団体が課税する場合にこれ以外の税率によることを許さないものとして法定されている税率

普通徴収

- ・納税義務者に納税通知書を交付することによって賦課徴収する方法

特別徴収

- ・地方税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定し、指定された特別徴収義務者が納税義務者から税金を徴収し納める方法

申告納付

- ・納税義務者又は特別徴収義務者が納めなければならない地方税の課税標準額及び税額を申告し、申告した税額を納付する。

償却資産

- ・工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

地方税の取扱いに関する法令

市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限界として不均一の課税をすることができる。

地方税法（昭和25年法律第226号）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第3条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 略

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 略

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

先進事例

ささやまし 篠山市（兵庫県）

4町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める税率及び納期による。

軽自動車税の税率及び納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。

個人町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。

ア 率については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。

イ 月数については、地方税法及び市町村税条例準則に定める月数による。

西東京市（東京都）

2市で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

法人市民税の法人税割の税率は、制限税率である100分の14.7を基本とする。ただし、課税の特例措置として、地方税法に定める法人等の区分により区分した次に掲げる法人等については、それぞれ定めた税率による。

ア 資本金が一億円以下の法人等 100分の12.3

イ 資本金が一億円を超え10億円以下の法人等 100分の13.5

都市計画税の税率は、100分の0.24とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度は、現行の税率を採用する。

固定資産税・都市計画税・軽自動車税の納期は、保谷市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市の例による。

やまがたし 山県市（岐阜県）

- ・個人町（村）民税・法人町（村）民税・固定資産税・軽自動車税・町（村）たばこ税・鉾山税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- ・入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。
- ・固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。
- ・軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。

大崎上島町（広島県）

個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税、町たばこ税は、3町に相違がないため（標準税率）、現行のとおり新町に引継ぐ。ただし、固定資産税の第1期納期については、評価替年度とそうでない年度で、時期が異なるため、合併時に統一を図る。

南アルプス市（山梨県）

地方税の取扱いについては次のとおりとする。

- （1）市民税の納期については、八田村、白根町、芦安村、櫛形町の例によることとし、法人税割の税率は、13.1%とする。
- （2）固定資産税の納期については、白根町の例による。
- （3）軽自動車税の納期は、八田村、白根町、若草町、櫛形町、甲西町の例による。

周南市（山口県）

2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。

- 1．個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- 2．法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3．固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- 4．都市計画税は、徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- 5．軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は、徳山市、熊毛町の例により調整する。
- 6．特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- 7．入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- 8．鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

「協議第5号 条例・規則等の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議事項	14 条例・規則等の取扱い
調整の内容	<p>条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの

条例・規則等の整備方針

新町発足時には、幕別町、更別村及び忠類村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう、以下の区分により整備するものとする。

施行の方法による区分

- 1 合併時に、町長職務執行者の専決処分等により即時制定し、施行させる必要があるもの
 新設合併であるため、新町の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新町において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。
 制定手続による分類
 条例...町長職務執行者の専決処分により制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)
 規則、訓令、その他...町長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)
 具体例：事務所の位置を定める条例、休日を守る条例、行政組織規則、財務規則 など
- 2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
 新町の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新町の条例・規則として引き続き施行させる。(地方自治法施行令第3条)
- 3 合併後において、逐次制定し、施行させることとするもの
 ア 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等)
 イ 新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの
 具体例：議会委員会条例、議会事務局設置条例、議会会議規則、教育委員会会議規則、名誉町民条例、表彰条例 など

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
条例等の制定状況 条 例 202本 規 則 181本 その他（規程、要綱等） 302本 計 685本	条例等の制定状況 条 例 173本 規 則 125本 その他（規程、要綱等） 142本 計 440本	条例等の制定状況 条 例 150本 規 則 114本 その他（規程、要綱規約等） 120本 計 384本	

条例・規則の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（条例）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

（第3項 省略）

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第2項 省略）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議事に報告し、その承認を求めなければならない。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第3条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

先進事例

ささやまし 篠山市（兵庫県）

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等については、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

西東京市（東京都）

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの

合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させるもの

さいたま市（埼玉県）

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町（広島県）

新町における条例、規則等の取扱いについては、次のとおり調整する。

3町に共通して制定され、かつ内容に差異のないものについては、現行の例により新町において制定するものとする。

3町ともに制定しているが、内容に差のあるもの及び2町又は1町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに整備するものとする。

やまがたし 山県市（岐阜県）

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。